

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間: 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント: 69件

該当箇所	計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方
1. 総論	○第2次自転車活用推進計画の趣旨に賛同する。	4	本計画への賛同意見として承ります。
(1) 自転車活用推進計画の位置付け	○交通政策における自転車の位置付けを明確にする必要があるのではないか。	1	本計画では、「自転車は公共交通とともに公共性を有するモビリティであることを踏まえ…公共交通機関との連携を強化」することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○バリアフリー法の基本計画と本計画との間で、相互に自転車活用を取り入れるべきではないか。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○社会資本整備重点計画や交通政策基本計画等の中で自転車を主要な交通手段の1つにすることを明記すべきである。	1	いただいたご意見につきましては、本計画の記載内容とは直接関係しないものでありますが、現在見直しが進められている第5次社会資本整備重点計画(案)、第2次交通政策基本計画(案)において、自転車の活用推進に関する記載が検討されています。
	○交通事故の死者数を減らすために、これまで多岐にわたる施策が遂行されてきた中で、自転車の交通ルールの周知と安全教育の推進、自転車利用者の交通違反に対する指導取締り等の実施により実現されたというのは我田引水な表現ではないか。	1	ご指摘の通り、本文に挙げた施策以外にも様々な取組によって自転車乗用中の死者数の減少が実現されているものと承知しておりますが、ここでは自転車利用者の安全の確保という観点から、「交通安全施設等の整備に加え、自転車の交通ルールの周知と安全教育の推進、自転車利用者の交通違反に対する指導取締り等」を施策として例示しております。
	○注記に「計画の骨子に関するウェブアンケート(総回答数 4,997)」とあるが、回答者の9割が男性、8割がロードバイク保有者というきわめて偏ったサンプルであったことを明記すべきである。	1	ご指摘の回答者の属性や保有車種については「自転車の活用推進に向けた有識者会議」で開示した上で議論しておりますが、本計画においては、策定にあたって多数のご意見をいただいたという趣旨で総回答数のみ記載しております。
(2) 計画期間	○「これまでの取組の問題点を明らかにし、反省を踏まえた上で、より一層の注力が必要である」という旨を明記すべきである。	1	本計画では、「1. (3) 自転車を巡る現状及び課題」において、「自転車の利用促進を図るためには、自転車の利用環境を整えることが必要であるものの、歩行者と自転車が分離された自転車本来の通行空間の整備は断片的なものにとどまり、その整備延長は、令和元年度末時点で、約2,900kmにすぎない」等、これまでの取組の問題点も含めた課題を記載し、それを踏まえ、具体的に実施すべき施策を定めています。
	○東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として東京が自転車フレンドリーなまちとなったと述べる根拠を明記してもらいたい。	1	東京都において、自転車通行空間の整備、シェアサイクルのサイクルポートの高密度化等について一定の進展がみられたこと等を踏まえた記述ですが、ここでは今後の長期的な展望を視野に入れつつ取組を推進するという趣旨の記載であることから、原案の記述とさせていただきます。
(3) 自転車を巡る現状及び課題	○現計画の記述を踏襲するのではなく、「社会における課題の列挙」「解決策とそれぞれに期待される効果の列挙」「それぞれの解決策を進めていく上での具体的な課題」という方法で整理を進めるべきである。大きな課題と解決策の関係を無理やり単純化して一対一で提示せず、多対多の関係をわかりやすく見せるようにすべき。	1	自転車を巡る課題及び対応策は多岐にわたり、多くの施策が都市環境の形成、国民の健康増進、観光地域づくり、安全・安心の確保等の様々な効果につながることから、それらを多対多で記述すると関係性が複雑となりかえって分かりづらくなると考えられるため、原案の構成とさせていただきます。
	○自転車が「人々の行動を広げ、地域とのふれあいや仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツール」であるとは嘘ではないにしても言い過ぎである。	1	身近でアクセシビリティの高い交通手段であるという自転車の特性を踏まえた記載であるため、原案の記述とさせていただきます。
	○「昨今の社会情勢の変化は、自転車の在り方にも影響を及ぼしつつある」とあるが、自転車に期待される役割はますます広くなり、緊急性と重要性を増じてきている旨の表現に改めるべきである。	1	ここでは、自転車の移動手段としての「役割の拡大」のみならず、デジタル化の進展や新たなモビリティの登場など自転車の「利用環境への影響」といった要素も包含する表現とするため、原案の記述とさせていただきます。
	○「都市環境」について、気候変動対策、あらゆる市民の移動の自由の確保、歩けるまちづくり、シェアサイクルはそれぞれセクションを分けてはどうか。	1	4つの目標に対応する課題の構成については、第1次自転車活用推進計画からの継続性を鑑み、原案通りとさせていただきます。
	○自転車の利用促進のために必要な自転車利用環境として、自転車通行空間の整備だけでなく、公共の自転車駐車場や通勤・通学利用を進める各種制度等、幅広く例示すべき。	1	自転車利用環境の向上のための施策は様々ですが、ここでは代表的な課題として自転車通行空間の整備を取り上げております。なお、ご指摘の自転車通勤に関する制度の整備については、「国民の健康増進」の節(p6)において言及しております。

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間: 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント: 69件

該当箇所	計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方
1. 総論	(3) 自転車を巡る現状及び課題		
	○「自転車通行空間の確保に向けては、地域においても自転車ネットワークを計画的に整備することが必要である」の「も」は不要ではないか。	1	ご指摘を踏まえ、p4の13行目以降を下記の通り修正いたします。「自転車通行空間の確保に向けては、地域において自転車ネットワークを計画的に整備することが必要である。」
	○「計画に基づく整備促進とその効果の分析」ができないことを「計画の質が低い」と形容するのは適当ではない。計画遂行にあたっての対応方法が課題となっている旨の表現に改めるべきである。	1	全国各地で都道府県や市区町村による計画の策定が一定程度進展していることも踏まえ、計画策定後の効果分析等も含めた計画の質の向上を課題としているところであり、原案の記述とさせていただきます。
	○「通学利用の多い未成年では」では問題がわかりにくい。学生は自動車運転免許を取得できず、原付による通学も認められていないことが多い旨の表現に改めるべきである。	1	ここでは、未成年の自転車分担率が高いという事実を端的に示すため、原案の記述とさせていただきます。
	○高齢者以外にも自家用車を所有、運転できない人々についても計画内で言及すべきである。	1	本計画では、「身近でアクセシビリティの高い交通手段である自転車の利用促進は、地域を支える移動手段確保の観点から重要である」等、高齢者に限らず地域の移動手段の確保という課題についても記載しております。
	○「運転免許返納後になって初めて自転車利用に移行する」とあるが、直前で公共交通の話をしている中で、自転車利用への移行は唐突感がある。	1	ご指摘を踏まえ、p4の22行目以降を下記の通り修正いたします。「路線バスの廃止等、地域公共交通サービスをめぐる環境が厳しさを増す一方、人生100年時代で高齢者が健康で生きがいに満ちた生活を送るためにも、運転免許返納後になって初めて自家用車以外の移動手段に移行するのではなく、それよりも早い段階で、公共交通とともに自転車が移動手段として利用されるよう促すことが必要である。」
	○「また、新たな低速小型モビリティの登場により、今後、自転車通行空間にも影響する可能性があることも踏まえつつ」は、「…の登場が、今後、…」とすべきではないか。	1	ご指摘を踏まえ、p5の13行目以降を下記の通り修正いたします。「また、新たな低速小型モビリティの登場が、今後、自転車通行空間にも影響する可能性があることも踏まえつつ、…」
	○自転車通勤については、「交通としての」自転車を巡る現状及び課題として個別にセクションを設けるべきである。	1	4つの目標に対応する課題の構成については、第1次自転車活用推進計画からの継続性を鑑み、原案通りとさせていただきます。
	○インバウンドの話から日帰りの場合の消費額の話に移るのは唐突。日帰りであった場合の現地における消費額を論じる前提として国内の観光についても注力していくことに言及すべきである。	1	ご指摘を踏まえ、p6の29行目以降を下記の通り修正いたします。「また、特に国内観光については、サイクルツーリズムが地域経済に与える効果として、日帰りであった場合の現地における消費額は小さいため、宿泊を伴う滞在に導く必要がある。」
	○新たな低速小型モビリティについては、自転車に対して安全性を確保するための配慮が必要である。	1	本計画では、新たな低速小型モビリティの登場により、今後、自転車通行空間にも影響することを踏まえつつ、自転車通行空間の整備を一層推進することを目指しております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○違法電動キックスクーターや違法電動自転車の販売、輸入及び譲渡を禁止すべきである。	2	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○自転車の交通整備が出来ていない状態でフル電動自転車や電動キックスクーターを解禁にしては收拾がつかなくなるため、一旦中止し、まずは自転車の環境を整えるのが最優先ではないか。	1	本計画では、新たな低速小型モビリティの登場により、今後、自転車通行空間にも影響することを踏まえつつ、自転車通行空間の整備を一層推進することを目指しております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○個人請負の配達業はいかに上手く道路交通法を違反してスピーディに届けるかが肝となっているので、自転車での配達は不可にすべきである。	2	本計画では、配達目的での自転車利用ニーズの高まりも踏まえ、関係事業者等への交通安全対策の働きかけ等を推進することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○たとえば自転車の専有幅が実質的に確保されていても、「車道混在」を整備済み区間に計上するのは反対である。	2	自転車通行空間の確保に当たっては、整備に時間を要する場合も少なくないため、暫定形態としての車道混在の空間確保も進めているところです。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○自転車活用を来訪者向け観光に矮小化せず、地域住民が移動手段として身近な店舗・寺社・景勝地を回遊するアクティビティまでを包含した広い概念にすべき。	1	地域住民の日常的な自転車利用については「都市環境」の節(p3～)で重点的に記載しており、計画全体を通して、遠方からのサイクリストのみならず、幅広い層を想定しております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間: 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント: 69件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方		
1. 総論	(3) 自転車を巡る現状及び課題	○「安全・安心」を計画の第一の目標として掲げるべきである。	1	「安全・安心」が4番目に置かれていることは、他の目標に劣後することを意味しているわけではないため、第1次自転車活用推進計画からの継続性を鑑み、原案通りとさせていただきます。		
		○「安全・安心」には「道路管理者」ならびに「交通管理者」の役割も非常に大きいため、それに関しても言及すべきである。	1	個別の措置において、公安委員会や警察との連携についても記載しております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
		○ヘルメット着用を推進するのであれば、安全に対する寄与が大きいことを統計的に示す必要がある。	3	本計画では、P7 13行目にて、「ヘルメット非着用の自転車乗用中の死者の約6割が頭部に致命傷を負っている」との記載をしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
		○高齢者の自転車死傷事故を低減させるためには電動アシスト機構や3・4輪など転倒しづらい車種の普及も効果的であり、例示として記載すべき。	1	本計画において、「高齢化社会の進展等を踏まえ、多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の普及を更に進めることも重要である」と記載しております。		
		○自転車利用の対象者として、「子育て家庭」の存在についても明記すべきである。	1	身体機能に一定の制約がある方についても自転車が安全かつ快適に利用できる環境を整備するという観点から、「(3) 自転車を巡る現状及び課題」においては高齢者、障害者を明記しております。子育て家庭の自転車利用については、本計画において、未就学児及び児童生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する効果的な交通安全教育や、保護者への自転車の安全利用に関する意識向上を図る取組の実践方法や事例等を関係機関へ周知することとしておりますが、いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策		○まちづくりまで本計画の目標とするのは過剰である。	1	コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進める上で、身近でアクセシビリティの高い交通手段である自転車の利用促進は重要であることから、良好な都市環境の形成を目標のひとつとしております。		
		○地方創生の観点から、特に交通、MaaS、サイクルツーリズムの観点から、地方の状況やニーズをより反映した施策を追加すべきである。	3	計画の策定に際しては、地方公共団体等を含めた関係者からの意見聴取を行い、いただいたご意見を有識者会議で示しながら検討を進めてきたところです。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
		○多様な自転車について、「開発及び普及を促進する」のではなく、「導入及び開発並びに推進を促進する」ことが必要である。	1	多様な自転車の導入や推進も含めて「普及」と表現しており、原案の記述とさせていただきます。		
		○「多様な自転車」の具体的な車種と用途について具体的に列記すべき。	1	自転車に対するニーズは多様であることから、ここでは、特に車種と用途について列記しておりません。		
		○マイクロツーリズムの視点を取り入れるべきである。	1	本計画では、P12 3行目にて、「自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行の促進」と記載しております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置	目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	1. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進	①地方公共団体の計画策定への支援	○「交通管理者も、推進計画について協力すること」の文言を追加すべきである。	1	個別の措置において、公安委員会や警察との連携についても記載しております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
				○「同乗できる子どもについて、6歳未満から未就学児を含むよう、各都道府県の道路交通法細則の改正を推進する」の文言を追加すべきである。	1	自転車の幼児用座席に乗車させる者の年齢制限については、都道府県公安委員会規則で定められておりますが、4月末現在、46都道府県において、6歳未満から小学校就学の始期に達するまでの者へと引き上げる改正が行われております。
				○計画名称に関わらず自転車活用推進法の趣旨を捉えているならば自転車活用推進計画とみなしてカウントして良いのではないかと。	1	地方の自転車活用推進計画は、国の計画を勘案して地域の実情に応じて定めることとされています。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
			②計画への自転車ネットワークの位置付けの促進	-	-	-
			③自転車通行空間整備の効果分析・課題抽出	-	-	-

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間: 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント: 69件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方			
3. 自転車の活用の推進 に関し講ずべき措置	目標1 自転車交通 の役割拡大 による良好 な都市環境 の形成	2. 自転車通行空間の計画的な整備	①計画に基づく自転車通行空間整備の推進	○歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備を推進すべきである。	21	同様のご意見は、計画の骨子に関するWEBアンケートにおいても、多く寄せられたところですが。本計画では、自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画の策定を推進するだけでなく、都市部を中心に全国各所で計画を策定し、計画に基づいた自転車通行空間の整備を推進することとしているところです。歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備を推進してまいります。	
				○自転車道を車道と同じ方向での一方通行とすべきである。	1	安全性及び利便性の観点から、双方通行及び一方通行各々課題があると認識しております。利用者や住民の方の理解をいただける安全で快適な自転車通行空間整備の促進を図る上で参考とさせていただきます。	
				○自転車に車道を走るように求めるならば過度に広い歩道を整備せず、車道を拡幅すべきである。	1	歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間整備の促進を図る上で参考とさせていただきます。	
				○自転車専用通行帯や自転車専用道路にはポールや柵など金属製の設備が置かれるケースが散見されるが、事故を誘発する可能性が高く、かえって危険である。	1	柵等の分離工作物については、圧迫感を与えたり、接触の危険性がある一方、自動車の路外への逸脱による被害の防止なども考えられるところです。安全で快適な自転車通行空間整備の促進を図る上で参考とさせていただきます。	
				○法令上では縁石又は柵等で区切る必要があるが、区切り方において指定はないため、全面に渡って分離されている道路があり、車道から専用道路に進入する機会を増やすため、一定の区間で開放箇所を設ける必要がある。	1	歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間整備の促進を図る上で参考とさせていただきます。	
				○自転車専用道路の設置が困難な既存道路については回避先の道路を明示すべきである。	1	安全で快適な自転車通行空間整備の促進を図る上で参考とさせていただきます。	
				○自転車利用を著しく阻害するような構造のインフラを継続的に改善していくための仕組みが必要である。	3	計画の骨子に関するWEBアンケートにおいても、特にグレーチング等の溝や凹凸舗装等に関して、同様のご意見が多く寄せられたところであり、安全で快適な自転車通行空間整備の促進を図る上で参考とさせていただきます。	
				○自転車通行空間の整備にあたっては、自転車の特性による危険を防止するためにも規格を設けるよう明記すべきである。	1	安全で快適な自転車通行空間整備の促進を図る上で参考とさせていただきます。	
				○ラウンドアバウトを普及すべきである。	1	安全で快適な自転車通行空間整備の促進を図る上で参考とさせていただきます。	
				②ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備	○ガイドラインの見直しにあたっては海外の事例も研究すべきである。	1	かねてより海外の自転車通行空間の整備事例の把握に努めているところであり、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改善を図る上で参考にさせていただきます。
					○利用者として子育て家庭を明記すべきである。	1	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改善を図る上で参考にさせていただきます。
					○特殊部としてアンダーパスを明記すべきである。	1	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改善を図る上で参考にさせていただきます。
					○高速道路のような自転車道を整備してほしい。	1	安全で快適な自転車通行空間整備の促進を図る上で参考とさせていただきます。
				③「自転車通行帯」の条例への位置付け	○地方自治体独自の判断を後押しするための事例提供や技術的サポートなども併せて推進する必要がある。	1	本計画では、既応の自転車通行空間の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知することとしております。安全で快適な自転車通行空間整備の促進を図る上で参考とさせていただきます。
				④自転車通行空間整備の効果分析・課題抽出(再掲)	-	-	-

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間:令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント:69件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方			
3. 自転車の活用の推進 に関し講ずべき措置	目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	⑤道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用	○標識・標示、信号現示、通行方法について改善を進めるべきである。	5	同様のご意見は、計画の骨子に関するWEBアンケートにおいても、多く寄せられたところですが。本計画では、自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努めることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
			○交差点信号を含めて自転車も車と同じ信号に従うべきである。	1	本計画では、自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努めることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
			○交差点における自転車横断帯を廃止し、自転車の停止位置を新たに車道上に設けるべきである。	1	本計画では、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の見直しを図ることで、自転車通行空間の整備を一層進めることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
			○自転車専用道路の設置が困難である場合は、左折専用レーンには自転車を車線の右側に誘導するような導帯を用意する、自転車が走行することの注意を促す掲示をする等の工夫をする等、自転車が安全に走行しやすい構造が必要である。	2	本計画では、自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努めることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
			○2輪は4輪より前に止めるようにする停止線とすべきである。	1	本計画では、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の見直しを図ることで、自転車通行空間の整備を一層進めることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
		⑥自転車通行空間の整備状況等のオープンデータ化等	○複合駅などにおいて、曇寄りの駐輪可能スペースを運営主体を限定せず横断的にすばやく検索できる仕組みの構築を支援してもらいたい。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
			○自転車専用通行帯の整備状況を国交省HPにてリアルタイムで公開すべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
			⑦自転車の利用促進に関する広報啓発	-	-	-	
			3. 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進等	①路外駐車場の整備等の推進	-	-	-
				②中央帯・植樹帯等の活用等による自転車通行空間の確保	-	-	-
	③パーキング・メーター等の撤去の推進	○自転車レーンを途絶えさせる路上パーキングは危険極まりないため撤去すべきである。		1	本計画では、利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を推進することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
	④自転車専用通行帯における駐停車禁止等の検討	○自転車専用通行帯での駐停車禁止を徹底すべきである。		2	本計画では、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施を検討することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
	⑤違法駐車取締りの積極的な推進	○路上駐車を厳罰化すべきである。		4	本計画では、地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車の取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直し、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
	4. シェアサイクルの普及促進	⑥駐車監視員による放置車両の確認	○自転車専用通行帯での違法駐車の取締りについては、現在、路上のパーキングメーターでの違法駐車を取締りしている民間の監視員のような仕組みを導入してはどうか。	1	本計画では、駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を適切に推進することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。		
		①シェアサイクルの考え方や事例等のガイドラインの策定	-	-	-		
②シェアサイクル事業に対する支援策		○「シェアサイクル」での目的地返却OKとする運営では、再配置費用などの課題があることから、貸出地点へ返却を基本とする「レンタサイクル」を推進すべきである。	2	本計画では、面的な交通ネットワークとして生活利便性の向上に資する等、様々な社会的課題に対応するための公共性を有するシェアサイクルの普及を更に促進するため、地域の計画等に基づいて実施されるシェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援策を講ずることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。			
	③鉄道駅周辺へのサイクルポート設置の推進	-	-	-			

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間: 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント: 69件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方	
3. 自転車の活用の推進 に関し講ずべき措置	目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	4. シェアサイクルの普及促進 ④サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備促進	-	-	-
		⑤災害時のシェアサイクルの活用	-	-	-
	5. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進	①路外・路上への駐輪場設置の推進	○公共の駐輪場の整備を進めるべきである。	2	同様のご意見は、計画の骨子に関するWEBアンケートにおいても、多く寄せられたところですが、本計画では、路外・路上への駐輪場設置を推進することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		②ニーズに応じた駐輪場の整備事例等の周知	○駐輪場の整備について、大規模施設の利用者・来訪者への的確な対応や、まちの魅力付けとしての適地・適量を分散配置、使いやすさや他の自転車関連サービスを付帯するなど質的向上を図るという視点も追加すべき。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
			○駅前前の自転車駐輪場を無料化すべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
			○地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の対象として、複数の主体が関連する中心市街地における共同利用駐輪場システムの実現を措置に追加するべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		③鉄道事業者への積極的な協力の要請	○地方公共団体と鉄道事業者の連携だけでなく、雇用者側の企業の取り組みも重要である。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		④サイクルラックに関する技術基準の見直し	○技術基準の見直しの対象については「十分なスペースを確保した平面駐輪場」の文言を追加すべきである。	1	本計画では、多様な自転車の駐輪ニーズに対応するため、業界団体によるサイクルラックに関する技術基準の見直しを進めることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	6. 情報通信技術の活用の推進	①データを活用した計画策定等に対する支援	○自転車ユーザーから走行空間に問題がある点などを気軽に投稿できるウェブサイトを作成し、環境整備のための情報を広く集められる仕組みが必要である。	2	本計画では、情報通信技術を活用して自転車利用者等からの意見を自転車利用環境の向上に活用する仕組みの構築を図ることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		②自転車通行空間の整備状況等のオープンデータ化等(再掲)	-	-	-
		③AI等を活用した自転車再配置の最適化の検討	-	-	-
	6. 情報通信技術の活用の推進	④MaaSにおけるシェアサイクル等の活用への支援等	○「移動しやすい環境を整備するため・・・」の先頭に「誰もが」の文言を追加すべきである。	1	特に主語を限定しておらず、「誰もが」の文言が無くても幅広い層を対象としていることが明白であることから、原案の記述とさせていただきます。
		⑤データ連携や利活用の促進のための調査・検討	-	-	-
	7. 生活道路での道路交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施	①まちづくりと連携した自転車施策の推進	-	-	-
		②歩行者利便増進道路(ほこみち)等におけるシェアサイクルポート設置の促進	○シェアサイクルのポートと同様に一般利用駐輪場の整備を検討対象に含めるべきである。	1	本計画では、路外・路上への駐輪場設置を推進することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		③生活道路における交通安全対策の実施	-	-	-
		④無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備	-	-	-

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間:令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント:69件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方		
3. 自転車の活用の推進 に関し講ずべき措置	目標2 サイクリス ポーツの振 興等による 活力ある健 康長寿社会 の実現	8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進	①競技施設整備に対する支援の在り方に関する検討 ○青少年や各地域の住民の注目と声援を集めるUCI公認の自転車ロードレースや、市民参加型のロングライド・ヒルクライム大会等の存続、関係者の育成が必要である。	2	本計画では、関係者が連携して国際的なサイクリング大会等の誘致を推進することとしています。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
		9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出	①既設競輪場や公園等の有効活用の促進	○イベント主催者を支援していくべきである。	1	本計画では、関係者が連携して国際的なサイクリング大会等の誘致を推進することとしています。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
				○道路交通法等交通関連法規に適合していない自転車の参加を絶対にさせないようにすべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
				○イベント参加者に走行中の道路交通法違反を絶対にさせないようにすべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
				○イベント主催者による参加車両の指定や制限を禁止してはどうか。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
				○公園で自転車乗り入れ禁止が多いため、サイクリスポーツを身近に感じることができていないことから、パンptrackがある公園を増やしてはどうか。	1	本計画では、サイクリスポーツを身近で慣れ親しめるよう、関係者に協力を要請することにより、公園等の有効活用等を促進することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
				②多様な自転車の走行環境の在り方等の見直し	-	-
		③タンデム自転車の公道走行に関する検討の働きかけ	○タンデム自転車の公道走行解禁は視覚障がい者等の権利にかかわる命題であり、早急に施策を推進すべきである。	2	本計画では、タンデム自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道走行について検討するよう、既に公道走行を解禁した事例の周知を行うにより都道府県警察に働きかけることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
				○タンデム自転車については質量・慣性が大きいことから、公道での解禁は行うべきではない。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		10. 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発の推進	①自転車活用による健康増進に関する広報啓発	○国民の理解力底上げと理解の均一化のため、国と地方公共団体の役割を明確にする必要がある。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
			②自転車活用による健康増進の好事例の収集・展開	-	-	-
			③健康増進効果に関する調査研究・広報啓発	○自転車の利用が健康に良いという科学的(医学)調査や研究の結果の広報啓発を重点的にすべきである。	1	本計画では、自転車通勤をはじめとした自転車利活用による健康増進の効果に関しての科学的知見を収集するなど必要な調査・研究を進めるとともに、当該調査・研究の結果を活用しながら、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を進めることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		11. 自転車通勤等の促進	①自転車通勤拡大のための広報啓発	-	-	-
				②企業等への支援策の具体化	○自転車通勤拡大に向け、様々な支援策を検討すべきである。	5
				○被雇用者数に応じた雇用者側の駐輪場附置が義務化されるべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
11. 自転車通勤等の促進	③国の機関における駐輪場の整備	-	-	-		

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間: 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント: 69件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方		
3. 自転車の活用の推進 に関し講ずべき措置	目標3 サイクル ツーリズム の推進による 観光立国 の実現	12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致	①国際会議の開催誘致	-	-	
			②国際的なサイクリング大会に対する支援の在り方の検討	-	-	
		13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出	①官民連携による先進的なサイクリング環境の整備	○サイクルルートは、自転車と歩行者が分離された通行空間とすべきである。	1	本計画では、誰もが迷わず安全・快適に走行できる環境整備等を支援し、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリングルートの整備を図ることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
				○地域の個性的な宿の整備を促進してはどうか。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
				○紙のマップ、特製アプリ、看板はサイクリストは見ておらず、全く必要がないので止めるべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
				○「世界に誇るサイクリングルート…」とあるのは「世界に誇れるサイクリングルート…」と未来形の表現の方が受け入れやすいのではないか。	1	ご指摘を踏まえ、p25の措置13-①(p25)を下記の通り修正いたします。 「誰もが迷わず安全・快適に走行できる環境整備や自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上等滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり等を支援し、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇りうるサイクリングルートの整備を図る。また、これらのサイクリングルートについて、自転車活用推進本部や日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトの活用等により情報発信を強化し、国内外のサイクリストの誘客を図る。」
				○サイクリングルートの整備を図る際に、日本全体でサイクリングルートのネットワーク化が必要である。	1	本計画では、サイクルツーリズムを推進するため、国内外のサイクリストの全国各地への誘客を図ることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
			②関係機関の連携による通行空間整備の推進	○河川敷において、自転車広場のようなコース及びスペースを設けることにより、活用を推進すべきである。	3	本計画では、河川等の施設管理者や都道府県警察等による横断的協議機関の設置を促進し、各者の連携による安全で快適な自転車通行空間の整備を推進することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
			③好事例の共有によるサイクルトレイン等の実施拡大	○サイクルトレインやサイクルバスを推進すべきである。	6	同様のご意見は、計画の骨子に関するWEBアンケートにおいても、同様のご意見が多く寄せられたところです。本計画では、鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバスの取組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、ベストプラクティスの共有を行うとともに、自社路線におけるサイクルトレイン、サイクルバスの実施について検討を促すこととしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		○サイクルシップの拡大についても明記すべきである。		1	取組の熟度等の観点から、サイクルトレイン・サイクルバスを明記しております。	
		④交通結節点等におけるサイクリスト受入サービスの充実	○交通結節点等の例として路線バスや旅客船ターミナルも明記すべきである。	1	本計画では、道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅、空港、商業施設等におけるサイクリストの受入サービスの充実を図るため、地方公共団体や施設管理者等への働きかけを行うこととしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
	○「サイクルステーション設置」との文言を追加すべきである。		1	本計画では、サイクルステーションの設置のみならず、鉄道駅、空港、商業施設等における設備や用具の設置等も含めたサイクリストの受入サービスの充実を図ることとしており、原案の記述とさせていただきます。		
		⑤体験型・滞在型コンテンツの充実	○観光客には「家族連れも含む」との文言を追加すべきである。	1	幅広い層の観光客の来訪・滞在促進を目指しており、家族連れのみあえて明記せずとも家族連れを含むことは明白であることから、原案の記述とさせていただきます。	
		⑥マウンテンバイクを活用した森林の保全管理等の推進	○マウンテンバイクの活用を推進してはどうか。	8	本計画では、マウンテンバイク愛好家らと森林を有する地域が連携・協働してコース整備や森林の保全管理等を行う取組事例の情報収集及び情報発信を進めるなど、これらの取組の他地域への横展開を図ることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
	目標4 自転車事故 のない安全 で安心な社会 の実現	14. 高い安全性を備えた自転車普及の促進	①自転車の安全基準の整合性維持・情報提供	○交通分担率あたりの死者数を指標とすべき。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
				○一定の安全性能を満たさない自転車は販売できない仕組みを作してほしい。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
②消費者の安全な自転車利用につながる広報啓発			-	-	-	
③自転車の積載制限に関する検討			○積載制限の見直しには賛成。	1	本計画への賛同意見として承ります。	

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間: 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント: 69件

該当箇所	計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方	
<p>3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置</p> <p>目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現</p>	<p>15. 多様な自転車の開発・普及</p> <p>①高齢者等の多様なニーズに関する自転車製品の開発の支援</p>	<p>○軽快車や電動アシスト自転車などの利便性の向上が必要である。</p>	<p>5</p> <p>同様のご意見は、計画の骨子に関するWEBアンケートにおいても、多く寄せられたところですが、本計画では多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。</p>	
	<p>○サドルの高さを含めた適正自転車の考え方を実地検証の上、見直すべきである。</p>	<p>1</p>	<p>本計画では、身体に合った自転車選びをアドバイスする人材を通し、消費者に対して適切な自転車の購入の購入を支援することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。</p>	
	<p>○高齢者、障害者向けの自転車だけでなく、カーゴバイクやヨーロッパにあるような低い位置に子供が乗せられる自転車、その他3輪・4輪、E-bikeなど様々な自転車の普及促進を図り、自転車の利用範囲を拡大していく必要がある。</p>	<p>2</p>	<p>本計画では多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。</p>	
	<p>○高齢者、障害者とならべて「子育て家庭」の文言を追加すべきである。</p>	<p>1</p>	<p>身体機能に一定の制約がある方についても自転車が安全かつ快適に利用できる環境を整備するという観点から、ここでは高齢者、障害者を明記しております。</p>	
	<p>②多様な自転車の走行環境の在り方等の見直し(再掲)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	
	<p>③タンDEM自転車の公道走行に関する検討の働きかけ(再掲)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	
	<p>16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進</p> <p>①自転車技士・自転車安全整備士制度への支援等</p>	<p>○自転車販売店に負担のない方法や利益のある仕組みを行政などがしっかり考えるべきである。</p>	<p>1</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。</p>
	<p>○自転車販売店が自転車文化の受発信拠点として地域に存在することが必要である。</p>	<p>3</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。</p>	
	<p>②自転車技士・自転車安全整備士の受験要件等に関する検討</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	
	<p>③身体に合った自転車選びを通じた適切な自転車の購入支援</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	
	<p>17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施</p> <p>①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知</p>	<p>○自転車が車道通行が原則であることを周知すべきである。</p>	<p>4</p>	<p>同様のご意見は、計画の骨子に関するWEBアンケートにおいても多く寄せられたところですが、本計画では、地方公共団体や民間団体等とも連携し、自転車の購入時等の様々な機会を通じて、「自転車安全利用五則」を活用する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図ることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。</p>
	<p>○左折専用レーン等の左端通行が危険な道路において、安全な自転車通行帯やルール等を定めるべきである。</p>	<p>2</p>	<p>本計画では、都市部を中心に全国各所で計画を策定し、当該計画に基づいた整備を推進するほか、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の見直しを図ることで、自転車通行空間の整備を一層進めることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。</p>	
	<p>○一般信号と歩行者用信号のどちらに自転車が順守すべきであるか、混乱が多々見られるので、ルールを周知徹底すべきである。</p>	<p>1</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。</p>	
	<p>○ハンドル幅の広いマウンテンバイクは歩行者の通行を著しく妨げる場合があるため、購入店や様々な機会を通じて歩道走行ができない旨を周知をする必要がある。</p>	<p>1</p>	<p>本計画では、自転車の購入時等の様々な機会を通して自転車の通行ルール等の周知を図ることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。</p>	
	<p>②交通安全意識向上を図るための広報啓発</p>	<p>○自転車の危険や事故などの話題を提示する際、よくスポーツ自転車の映像が使われるが、台数割合では軽快車の方が多く、歩道での危険行為も、軽快車の方が多いことから、的外れな映像を用いるべきではない。</p>	<p>1</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。</p>

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間: 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント: 69件

該当箇所	計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方		
3. 自転車の活用の推進 に関し講ずべき措置 目標4 自転車事故 のない安全 で安心な社 会の実現	17. 交通安全意識の向上に資 する広報啓発活動や指導・取 締りの重点的な実施	③ヘルメット着用の促進に向 けた広報啓発	○ヘルメット着用について広報が不足しており、国・行政・警察など によるこれまでにない広報・啓発活動が必要である。		
		○ヘルメット着用について広報が不足しており、国・行政・警察など によるこれまでにない広報・啓発活動が必要である。	5	同様のご意見は、計画の骨子に関するWEBアンケートにおいても、多く寄せられたところですが、本計画 では、交通事故の被害を軽減するため、地方公共団体等の関係機関・団体と連携の上、交通安全教 育や広報啓発等により、幼児・児童から高齢者まで幅広い年齢層に対し、自転車利用時におけるヘル メット着用の促進を図ることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推 進の上で参考とさせていただきます。	
		○シェアサイクルであっても、観光地での貸し出しであっても、交通 安全のため、ヘルメットの着用を促すべきである。	1	本計画では、シェアサイクルについて制度運用の考え方や先進的な取組事例等を記載したガイドラ インをとりまとめ、地方公共団体へ周知することとしております。当該ガイドラインへの記載等を通じた シェアサイクル利用時等のヘルメット着用の促進について、今後、検討させていただきます。	
		○ヘルメット購入の支援策を設けるべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
		○装着を促すとあるが、小型モビリティがヘルメット無しでの運用を 模索しているのに対して逆行しているのではないが。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
		④自転車運転者講習制度の 着実な運用	-	-	
		⑤交通安全に関する指導技術 の向上	-	-	
		⑥高齢者向けの交通安全教 室の実施	-	-	
		⑦自転車通行空間の整備に 合わせた通行ルールの広報 啓発	-	-	
		⑧公務員に対するルールの遵 守の徹底	○警察内での自転車交通への教育をすべきである。	2	本計画では、自転車の交通ルール遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公共団体の所 属職員に対して、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底することとし ております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		⑨自動車教習所における教育 の実施	-	-	-
		⑩高齢者等の多様なニーズに 関する自転車製品の開発の 支援(再掲)	-	-	-
		⑪自転車指導啓発重点地区・ 路線における重点的な取締 の実施	-	-	-
		⑫関係機関・団体と連携した 指導啓発活動の推進	○警察や警備員には限りがあるので、交通量の多いところや事故 多発地帯にはロードレースのマーシャルのような役割の人間を単発 ではなく継続的に置く必要がある。	1	本計画では、関係機関・団体と連携の上、自転車の安全利用の促進を図るため、指導啓発活動を推 進することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさ せていただきます。
		⑬自動車運転者に対する自転 車の交通安全教育	○自転車利用者のみならず自動車運転者も含め、交通ルールやマ ナーの周知を徹底すべきである。	2	本計画では、自動車教習所において、道路標識や道路標示の意味について学科教育で教育を行うほ か、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育 を行っていくこととしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参 考とさせていただきます。
○交通安全教育に関して自動車教習所の活用を進めるべきであ る。	2	本計画では、自動車運転免許更新講習において使用する教本の中で、「自転車安全利用五則」の 遵守等について紹介するなど、自動車運転者に対する自転車の交通ルールに係る教育を行っていくこ ととしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていた だきます。			
⑭高齢運転者に対する自転車 の交通安全教育	-	-	-		

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間: 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント: 69件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方		
3. 自転車の活用の推進 に関し講ずべき措置	目標4 自転車事故 のない安全 で安心な社 会の実現	18. 学校等における交通安全 教室の開催等の推進	①交通安全教室の講師へ向 けた講習会開催	○公道での体験講習を行ってはどうか。	2	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
			○教職員に過度な負担を強いるべきではない。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
			○教育の質均一化のため、国と地方公共団体及び教育現場等、役割を明確にする必要がある。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
			○信号無視、歩道での無謀運転、一時停止無視などがないよう、教育や取締りを十分すべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
		②交通安全教育の先進事例 等の周知	○保育園や幼稚園において、親への交通ルール教育を行ってはどうか。	1	本計画では、未就学児及び児童生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する効果的な交通安全教育や、保護者への自転車の安全利用に関する意識向上を図る取組の実践方法や事例等を関係機関へ周知することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
		③自転車通学・通行の視点を 踏まえた通学路の安全点検の 実施	-	-	-	
		19. 地方公共団体における計 画策定・取組実施の促進(再 掲)	-	-	-	
		20. 自転車通行空間の計画的 な整備推進(再掲)	-	-	-	
		21. 災害時における自転車の 活用の推進	①計画策定の手引きの見直し	-	-	
	②国道事務所等への自転車 配備による危機管理体制の強 化		-	-		
	③災害時のシェアサイクルの 活用(再掲)		-	-		
		22. 損害賠償責任保険等への 加入促進	①地方公共団体の条例制定 の促進	○自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化すべきである。	1	本計画では、都道府県等に対し、標準条例(平成31年2月22日自転車活用推進本部事務局長通知)を活用する等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進することとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○被害者保護や安全で安心な社会の実現からマイナンバーを利用した被害者救済基金の創設等も検討すべきである。			1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
	②保険加入の必要性に関する 情報提供		-	-		
	③企業の従業員等への保険 加入促進		-	-		
		④自転車販売時の加入状況 の確認・必要性等の説明	○自転車購入時に数年分の保険料も車体価格に含めることで保険の義務化を図ってはどうか。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間: 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント: 69件

該当箇所	計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方	
3. 自転車の活用の推進 に関し講ずべき措置	○指標が全体的に不足しているのではないか。	2	計画の各施策について、中長期的に目指すべき将来像と関連付けて数値化できるものを中心として、施策の進捗状況を数値化して確認する必要性が特に高いものについて、客観的なデータを継続的に集計可能な指標を設定しております。なお、施策の進捗状況等に関するフォローアップに際しては、指標のみならず措置の取組状況も含め、総合的にフォローアップを行うこととしております。	
	○目標設定、施策、措置にサイクリスト向けの偏りを感じる。サイクルツーリズムについても、一般旅行者が移動の足として自転車を選択したくなる計画が推進されるべき。	1	個別の措置において、誰もが迷わず安全・快適に走行できる環境整備等を行うこととしており、日常的に自転車を愛用している層のみならず、幅広い層を想定しております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
4. 自転車の活用の推進 に関する施策を総合的 かつ計画的に推進する ために必要な事項	(1)関係者の連携・協力	○警察も関係者として含めてはどうか。	1	個別の措置において、公安委員会や警察との連携についても記載しております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		○まちづくりや交通問題を主題に据えて活動する市民団体を各地域で組織し、行政と市民との対話の機会を増やす必要がある。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	(2)計画のフォローアップと見直し	-	-	-
	(3)調査・研究、広報活動等	○海外の先進事例を積極的に学び、適切な内容で国内展開できるよう、常設の研究組織を立ち上げ、常時海外と情報交換を行うようにすべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		○国や地方公共団体は調査研究の計画、公表、引用に際して中立的視点に立つことの文言を追加すべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	(4)財政上の措置等	○自転車通勤の推進のため、税控除を行うべきである。	2	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		○国や地方公共団体のほか、民間企業や地域住民の出資により自転車関連の新たなサービスが普及するようなシステムを創設するべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	(5)附則に対する今後の取組方針	○自転車、電動キックスケーター及び電動自転車交通違反者への罰則を強化すべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		○交通違反の単なる抑止ではなく、法令の合理化や見直しを検討してもよいのではないか。	4	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
		○自転車の走行ルールの周知徹底と取締りの強化・厳罰化を図るべきではないか。	5	同様のご意見は、計画の骨子に関するWEBアンケートにおいても、多く寄せられたところですが、いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
○動画による危険運転の検挙の制度化をしてはどうか。		1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
その他	○有識者会議の委員全員が、実際に自転車で走行し、通行空間の整備が断片的なものにとどまっている現状を視察すべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
	○「盗難防止」という観点が含まれていないため、この点も含めた対策や啓蒙などを推進すべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
	○自転車通学を推進すべきである。	1	未成年は通学利用が多く自転車分担率が高いものの、成人後の利用が大幅に減少する傾向にあることから、自転車通勤の促進を重点的に図っているところですが、いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
	○公道での自転車運転中の身分証明書の携行を義務化すべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。	
	○2人乗り、3人乗りの子どもの上限年齢を緩和すべし。	1	自転車の幼児用座席に乗車させる者の年齢制限については、都道府県公安委員会規則で定められておりますが、4月末現在、46都道府県において、6歳未満から小学校就学の始期に達するまでの者へと引き上げる改正が行われております。	

第2次自転車活用推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間: 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)

パブリックコメント: 69件

該当箇所	計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方
その他	○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第120条において、自動二輪は走行時に前照灯の点灯が義務付けられているが、自転車にも適用してはどうか。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○道路交通法施行規則第9条の4において、後方車両がより早く発見できる理由から反射材でなく尾灯にすべきではないか。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○道路交通法施行規則第8条において、自転車のベル程度の警音器では警笛の効果がほぼ無く、また警笛を鳴らす箇所もほぼ無いことから自転車に警音器は不要ではないか。	2	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○道路交通法第28条において、追越しの際の安全な間隔について基準を明示すべきではないか。	2	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○道路交通法第30条において、特にトンネル・交差点での事故を避けるためにもこれらの場所での追越しを制限すべきではないか。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○道路交通法第71条の4において、自動二輪のヘルメット着用義務を、重大事故防止の観点から自転車にも拡大してはどうか。	1	本計画では、交通事故の被害を軽減するため、地方公共団体等の関係機関・団体と連携の上、交通安全教育や広報啓発等により、幼児・児童から高齢者まで幅広い年齢層に対し、自転車利用時におけるヘルメット着用の促進を図ることとしております。いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○通販でのアシスト車販売は禁止し、納車前に講習などを受けることを義務化すべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。
	○自転車の購入を推進すべきである。	1	いただいたご意見につきましては、今後の自転車活用推進の上で参考とさせていただきます。

※類似の意見や1件に複数の内容が含まれる意見について整理した上で掲載しております。
 ※意見のなかった箇所については、空欄としております。